

テールゲートリフター特別教育のご案内

トラックにおけるテールゲートリフターは、荷役作業の省力化や作業者の負担軽減のために急速に普及しましたが、一方で誤った操作や安全確認の不徹底などにより、当該作業に係る労働災害が著しく増加しています。そのため令和5年3月の安全衛生規則の一部改正により、トラックでの荷役作業時における安全対策が強化され、令和6年2月からテールゲートリフターを使用し荷を積み卸す作業を行う場合は、特別教育の受講が必要です。

つきましては、法令に基づき「テールゲートリフター特別教育」を下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

日	時	会 場
6月18日(火)	9:00～16:40	青森総合流通団地共同会館 (青森市野木野尻 37-498)

(遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。)

2. 受講対象者：荷を積み卸す作業においてテールゲートリフターの操作を行う者

※「テールゲートリフターの操作」には稼働スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

3. 費用(税込)

一般	15,400円(受講料 14,410円、テキスト代 990円)
協会員	13,640円(受講料 12,650円、テキスト代 990円)

4. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に申込書に受講料を添えてご提出願います。

受講料は現金書留、銀行振込でもお引き受けします。(要、連絡)

5. 締 切：令和6年6月7日(金)

※但し、定員に達し次第締め切る場合があります

6. そ の 他・修了者には修了証と事業所ごとに実施証明書を交付します。

・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前まで、お電話にて受け付けます。

以 上

申込み、問合せ先	(一社) 青森地区労働基準協会
〒030-0811 青森市青柳2-2-6	TEL 017(723)1755
HP https://aorouki.com	FAX 017(723)5741

◎トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました		
労働安全衛生規則が改正され、(令和5年3月28日付)「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務づけられました。 ※詳しくは「陸上貨物運送事業における荷役作業時の安全対策ガイドライン」をご確認ください。		
①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大しました。 これまで、最大荷重5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車においても、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられました。(令和5年10月より)		
②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されました。 テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育が必要です。(令和6年2月より)		
③運転席から離れている場合の措置が一部改正されます 運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されています。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。(令和5年10月より)		
特別教育科目		時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0時間
	関係法令	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作方法	2.0時間

※コピーしてご使用ください

テールゲートリフター特別教育 申込書				
ふりがな		男・女	生年月日	S・H 年 月 日生
氏名	<input type="checkbox"/> 旧氏名等の併記を希望する [旧氏名: _____]			
住所	(〒 _____)			
事業所名及び所在地	[TEL (_____) _____] (〒 _____)			
領収書宛名	<input type="checkbox"/> 事業所名 <input type="checkbox"/> 受講者氏名 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
令和	年	月	日	
受講者氏名 (自署) _____ (一社) 青森地区労働基準協会長 殿				

【個人情報について】 ご記入頂いた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。
 【その他】 旧氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。
 (戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)

※ 協会記入欄 (記入しないで下さい。)

受講番号	受付日	会員区分	申込方法		受付者
	/	会・非	直・振・書		

お問い合わせ先 (一社) 青森地区労働基準協会 TEL : 017-723-1755 FAX : 017-723-5741